

霧島市告示第214号

令和7年11月7日

令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を自費で実施した者への費用償還に関する要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を自費で実施した者への費用償還に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市における令和7年8月7日から8日にかけての記録的な大雨により、市内において被災し損壊した家屋等を自らの費用負担によって解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。以下「自費解体・撤去等」という。）することにより、生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法（明治29年法律第89号）第702条に基づき、自費解体・撤去等に要した費用を予算の範囲内で償還（以下「償還」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 市内に存する被災建築物及び被災工作物等をいう。
- (2) 被災建築物 災害により損壊した個人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくはこれに準ずる公益法人等が所有する居住の用に供する家屋又は居住の用に供する家屋と一体不可分な事業用建築物であって、生活環境保全上の支障があると認められるもので、り災証明書（市長が発行するもの）をいう。以下同じ）により証明された被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊であるものをいう。
- (3) 被災工作物等 被災建築物と同一の敷地内に存する災害により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそ

れがあるもの又は生活環境保全上の支障があると判断されるものをいう。

(償還の対象)

第3条 この告示における償還の対象は、令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱（令和7年霧島市告示第213号）に基づく市による解体及び撤去の実施前に行った被災家屋等の自費解体・撤去等に要した費用とする。ただし、り災証明書により大規模半壊、中規模半壊又は半壊と証明された被災家屋等については、運搬及び処分に要した費用のみとする。

(償還の対象者)

第4条 償還の対象となる者は、前条に規定する自費解体・撤去等を行ったものとする。

(償還の額)

第5条 償還の額は、自費解体・撤去等に要した費用のうち、償還の対象とすべき項目の金額の合計額と市が別に定める基準に基づき算定した金額のいずれか低い額を上限として償還するものとする。

(償還の申請)

第6条 償還を希望する者（以下「申請者」という。）は、霧島市被災家屋等の自費解体及び撤去等に係る費用償還申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 別表に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、令和7年12月1日から令和8年2月2日までの間とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(審査)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還することが適当であると認めるときは、霧島市償還金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、不適当であると認めるときは、霧島市償還金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による申請の内容について疑義がある場合その他必要と認める場合には、現地調査その他の必要な調査を行うものとする。

(償還の交付請求等)

第8条 前条第1項の規定による償還の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書の発行日から起算して30日を経過する日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 霧島市償還金交付請求書（第4号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(償還の決定の取消等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、償還の

決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された償還金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、やむを得ない理由により償還の申請を取り下げの場合は、霧島市被災家屋等の自費解体及び撤去に係る費用償還申請取下書（第5号様式。以下「申請取下書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、償還の決定後に前項に規定する申請取下書が提出されたときは、償還の決定を取り消し、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月7日から施行する。

別表（第6条関係）

全申請者共通	1 り災証明書等の写し（解体に関しては被害の程度が、全壊であるもの。） 2 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等、申請者の本人確認ができる書類の写し（顔写真がないものは二つの証明書） 3 印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。） 4 被災家屋等に係る全部事項証明書（作成後3月以内のものに限る。）ただし、当該被災家屋等が未登記であるときは、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める書類 (1) 当該被災家屋等に固定資産税が課税されている場合 当該被災家屋等に係る評価証明書（作成後3月以内のものに限る。） (2) 当該被災家屋等に固定資産税が課税されていない場合 当該被災家屋等が存する土地に係る全部事項証明書（作成後3月以内のものに限る。）
--------	---

	5 写真で次に掲げるもの (1) 被災家屋等の全景その他の解体及び撤去に係る対象物が特定できるもの (2) 被災家屋等に係る解体及び撤去作業の着手前、作業中及び完了後のわかるもの 6 解体及び撤去に係る見積書及び契約書 7 領収書その他解体及び撤去に要する費用を支払ったことを証する書類 8 マニフェストの写し 9 建物滅失証明書等の被災家屋等が撤去されたことが分かる書類
代理人が申請する場合	委任状(第6号様式)及び委任者の印鑑登録証明書(作成後3月以内のものに限る。)
共有者(相続手続中の者を含む。)の代表者が申請する場合	代表者を除く共有者及び法定相続人全員に係る次に掲げる書類 (1) 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書(共有者用)(第7号様式) (2) 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書(法定相続人用)(第8号様式) (3) 印鑑登録証明書(作成後3月以内のものに限る。)
中小企業者の代表者が申請する場合	商業・法人登記簿謄本(作成後3月以内のものに限る。)
所有者が死亡し、被災家屋等を相続人が申請する場合	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人である場合は、(3)及び(4)に掲げる書類を除く。 (1) 所有者の死亡を証する書類(除籍謄本、戸籍謄本、死亡診断書等) (2) 相続人全員が確認できる戸籍謄本等(遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。) (3) 相続人全員に係る登録印(実印)が押印された遺産分割協議書(解体及び撤去を行う被災家屋等の相続人が明らかになっているもの) (4) 相続人全員分の印鑑登録証明書(作成後3月以内のものに限る。)

所有者が死亡し、被災家屋等を相続する相続人が決まってい ないが、被災家屋等の解体及び撤去について相続人全員が同意している場合	次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人である場合は、(3)及び(4)に掲げる書類を除く。 (1) 所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡診断書等） (2) 相続人全員が確認できる戸籍謄本等（遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。） (3) 相続人全員に係る登録印（実印）が押印された被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（法定相続人用）（第8号様式） (4) 相続人全員分の印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。）
---	---

備考 書類は原則として令和7年12月1日以後に発行された原本を提出するものとする。

霧島市被災家屋等の自費解体及び撤去等に係る費用償還申請書

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住 所 _____
〒 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____
所有者との関係出者 ☐ 本人 ☐ 本人以外 () _____

令和7年8月豪雨により被災した下記の被災家屋等について、生活環境保全上、支障が生じたため、既に解体及び撤去しました。
つきましては、令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を自費で実施した者への費用償還に関する要綱第6条の規定により申請します。

記

被災家屋等所在地	☐ 申請者住所と同じ ☐ 異なる 所在地 () _____
被災家屋等の種類	☐ 住宅 ☐ 倉庫 ☐ 車庫 ☐ その他 () _____
解体した被災家屋等の所有者	☐ 申出者に同じ ☐ 異なる場合 〒 _____ 住所 _____ 〒 _____ 氏名 _____
り災認定状況	り災照明書 ☐ 有・証明書番号 () ☐ 無 り災の認定 ☐ 全壊 ☐ その他 () _____
解体等の状況	別紙のとおり
連絡先	☐ 申出者に同じ ☐ 解体した建物の所有者に同じ ☐ 異なる場合 〒 _____ 住所 _____ 〒 _____ 氏名 _____
解体前の状況	☐ 既に損壊している ☐ 他の家屋等に物的被害を生じさせている ☐ 損壊等により人的・物的被害を生じるおそれがある ☐ その他 () _____ ☐ その他敷地内の損壊物・状況 () _____
解体の状況	(1) 解体時期 契 約 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	解体開始	年	月	日
	解体終了	年	月	日
	(2) 解体方法			
	☐ 自分で解体			
	☐ 業者に解体工事を依頼			
	☐ その他 ()			
	(3) 解体委託業者			
	〒			
	住 所			
	〒			
業者名				
電話番号				
担当者名				
(4) 保管している関係資料				
☐ 被災家屋等の全景その他解体及び撤去に係る対象物が特定できる写真				
☐ 被災家屋等に係る解体及び撤去作業の着手前、作業中及び完了後のわかる写真				
☐ 解体及び撤去作業に係る見積書				
☐ 解体及び撤去作業に係る契約書				
☐ 解体及び撤去作業に係る領収書その他解体及び撤去に要する費用を支払ったことを証する書類				
☐ マニフェストの写し				
(5) 解体費用				
円				

環第 号
年 月 日

様

霧島市償還金交付決定通知書

霧島市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の自費解体及び撤去等に係る費用償還について、令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を自費で実施した者への費用償還に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

自費解体及び撤去等の 対象となる被災家屋等 の所在地	霧島市
償還金決定額	円

環第 号
年 月 日

様

霧島市償還金不交付決定通知書

霧島市長 印

年 月 日付けで申請のあった被災家屋等の自費解体及び撤去等に係る費用償還について、令和7年8月に発生した災害に係る被災家屋等の解体及び撤去を自費で実施した者への費用償還に関する要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

被災家屋等の所在地	霧島市
決 定 の 内 容	不交付
不 決 定 の 理 由	

霧島市償還金交付請求書

令和 年 月 日

霧島市長 様

住所（事業所所在地）

氏名（法人名称・代表氏名）

電話番号

令和 年 月 日 環第 号にて通知のあった自費被災家屋等の解体及び撤去等に
係る費用の償還について、下記のとおり請求します。

記

交 付 請 求 額	円							
上記の金額を下記の口座へお振込みください								
金 融 機 関 名	銀行 ・ 金庫 組合 ・ 農協							
店 舗 名	本店 ・ 支店 ・ 支所							
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()							
口 座 番 号 (右づめ)								
口 座 名 義	フリガナ							

※通帳の写し（口座番号等の分かるもの）を添付してください。

※普通預金額の訂正は認めません。

年 月 日

霧島市被災家屋等の自費解体及び撤去に係る費用償還申請取下書

霧島市長 様

年 月 日に申請した下記被災家屋等の自費解体及び撤去に係る費用償還申請を、取り下げます。

申請者（家屋等の所有者）

申請者	住 所	〒		
	フリガナ氏 名	印		
	生年月日	年 月 日	電話	
申請代理人	住所	〒		
	フリガナ氏名	印	電話	
	申請者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 兄弟 ☐ その他（ ）		

申請に係る被災家屋等所在地	☐ 申請者住所と同じ ☐ 異なる（ ）
取下げの理由	

第 6 号様式 (別表関係)

委 任 状

年 月 日

霧島市長 様

委任者 住 所
 714ナ

氏名 _____ 実印 _____

登記名義人との関係

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する下記の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還申請及び当該申請に必要な書類を市に提出すること。
- 2 当該申請に係る書類に不備がある場合に、当該申請書の補正又は取下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の申請に関して必要な一切の権限

記

受任者（代理人）

住所 _____

氏 名 (印)

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号

被災家屋等

所在地

建物の種類及び名称

霧島市被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（共有者用）

年 月 日

霧島市長 様

住 所
フカサ

氏 名 実印

電話番号

私は、共有する下記の被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還に関して、次のとおり同意します。

- 1 次の共有者（申請者）が市に償還を申請すること及び償還金を受領すること。

共有者（申請者）

住 所

氏 名 _____ 実印 _____

持 分 /

- 2 被災家屋等の解体及び撤去処理に伴い事後の紛争が生じた場合は、私を含む共有者が、建物所有者の責任において、解決すること。
- 3 被災家屋等の解体及び撤去に関して市長が申請者に支払う所要経費は、市長が算定した基準額に照らし、被災家屋等の解体及び撤去のために必要と認めらる費用に限られるため、解体業者に支払った費用の全額が償還されるものではないこと。
- 4 当該被災家屋等の解体及び撤去に関して、市が必要な範囲で、り災状況、家屋等の固定資産課税情報、住民及び戸籍関連の書類を閲覧及び取得すること。

記

被災家屋等

所在地

建物の種類及び名称

霧島市被災家屋等の解体及び撤去に係る費用償還の同意書（法定相続人用）

年 月 日

霧島市長 様

申請者

住 所
フリガナ

氏 名 実印

電話番号

私は、相続する下記の被災家屋等の解体及び撤去に要した経費の償還について、市に償還を申請すること及び償還金を受領することを全ての法定相続人の同意を得ました。

1 被災家屋等

所在地

建物の種類

2 法定相続人の同意（同意者の印鑑証明書を添付してください。）

同意者（注 必ず本人が自署すること。）

(1) 住 所

氏 名 実印

登記名義人との権利関係
()

(2) 住 所

氏 名 実印

登記名義人との権利関係
()

(3) 住 所

氏 名 実印

登記名義人との権利関係
()

注 欄が不足する場合は、任意様式で追加ください。